

令和8年度の後期高齢者医療制度

保険料の決定

令和8年度の後期高齢者医療保険料が決定しました。7月中に「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」と納付書(対象者のみ)を郵送します。

▶保険料の計算方法

保険料は、「医療分」と「子ども分」からなり、個人単位で計算されます。それぞれ被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と全員が等しく負担する「均等割額」を合算したものが保険料額となります。

※所得の低い人や健康保険など被扶養者であった人に対する保険料の軽減については、決定通知書をご覧ください。

■医療分

所得割額

[令和7年中の総所得金額－基礎控除額(※)]
×所得割率10.48%

均等割額

56,130円

+

令和8年度 年間保険料額

医療分
上限額85万円
(100円未満切捨て)

+

子ども分
上限額2万1千円
(100円未満切捨て)

■子ども分

所得割額

[令和7年中の総所得金額－基礎控除額(※)]
×所得割率0.25%

均等割額

1,362円

+

※合計所得2,400万円以下の基礎控除額は43万円です。

医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合(3割・2割・1割)は、令和7年中の所得などで判定されます。

世帯内に課税標準額が145万円以上である被保険者がいる? ※

いる

いない

世帯内の被保険者のうち課税標準額が28万円以上の人がある?

いない

いる

世帯内に被保険者が2人以上いる?

いない

いる

「年金収入+その他の
合計所得金額」が
200万円以上?

世帯内の被保険者の
「年金収入+その他の合計所得金額」が
320万円以上?

200万円
未満

200万円
以上

320万円
未満

320万円
以上

世帯全員が3割

世帯全員が1割

1割

2割

世帯全員が1割

世帯全員が2割

※一定の基準・要件を満たす場合には、1割または2割になる場合があります。

あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570-011-558

(利用には通話料がかかります)

【時間】午前8時45分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く。7月11日～8月30日は土・日曜日、祝日も開設)

※コールセンターは受信専用です。

還付金の案内や口座を指定して振り込みを指示したり、金融機関ATMの操作を指示したりすることは一切ありません。

問い合わせ 保険医療課 / ☎0561-56-0739 (ID:4937)